

西区区政会議の運営状況の公表

令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの期間（以下「対象期間」という）に係る西区区政会議の運営状況について、区政会議の運営の基本となる事項に関する条例（平成 25 年大阪市条例第 53 号。以下「条例」という。）第 11 条第 2 項及び、区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則（平成 25 年大阪市規則第 146 号）。以下「規則」という。）第 5 条第 1 項に基づき、次のとおり公表する。

令和 6 年 11 月 29 日

大阪市西区長 三村 浩也

規則第 5 条第 1 項第 1 号関係

（１）対象期間において委員であった者の氏名及び委員であった期間

氏名	選定事由等	対象期間における委員の期間
江戸 実	九条北地域活動協議会	令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで
大藤 有賀	公募委員	令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで
大林 成嘉	堀江地域活動協議会	令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで
唐木 南智子	日吉地域活動協議会	令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで
川野 英二	有識者	令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで
岸本 結花	公募委員	令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで
北田 美和子	公募委員	令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで
木下 幹夫	千代崎地域振興会	令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで
阪口 元樹	広教地域活動協議会	令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで
山東 明	（一財）西六福祉会館	令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで
信達 和典	公募委員	令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで
杉本 陽子	九条南地域活動協議会	令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで
竹下 政稔	九条東地域活動協議会	令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで
谷井 舞	本田地域活動協議会	令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで
丹下 理沙	公募委員	令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで
鶴原 正子	江戸堀地域活動協議会	令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで
名村 奈美子	公募委員	令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで
長谷 奈津見	公募委員	令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで
秦 喜代子	靱地域活動協議会	令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで
畠山 力	公募委員	令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで

氏名	選定事由等	対象期間における委員の期間
藤枝 寛示	公募委員	令和5年10月1日から令和6年9月30日まで
伏見 祐子	西船場地域活動協議会	令和5年10月1日から令和6年9月30日まで
宮地 秀和	高台地域活動協議会	令和5年10月1日から令和6年9月30日まで
山内 憲之	公募委員	令和5年10月1日から令和6年9月30日まで
吉田 淳三郎	明治地域活動協議会	令和5年10月1日から令和6年9月30日まで

規則第5条第1項第2号、第3号関係

(2) 区政会議の開催の日時、場所及び委員に意見を求めた事項

令和5年度第2回西区区政会議開催概要

開催日時	場所	委員に意見を求めた事項	条例上の根拠規定
令和5年11月10日（金） 午後6時30分～午後9時	西区役所4階 402会議室	・令和6年度西区運営方針策定について ・令和6年度西区予算編成について	条例第5条第1項

令和5年度第3回西区区政会議開催概要

開催日時	場所	委員に意見を求めた事項	条例上の根拠規定
令和6年1月18日（木） 午後7時～午後9時	西区役所4階 402会議室	・令和6年度運営方針（案）・予算（案） について	条例第5条第1項

令和6年度第1回西区区政会議開催概要

開催日時	場所	委員に意見を求めた事項	条例上の根拠規定
令和6年6月27日（木） 午後7時～午後9時	西区役所4階 402会議室	・令和5年度区政運営への評価について ・区役所情報発信の在り方について	条例第5条第1項

規則第5条第1項第4号関係

(3) 条例第9条第1項に基づき区長が講じた措置の内容

令和5年度第3回西区区政会議における委員の意見に基づいて区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
・電子申請ができる窓口、補助員によるフォローができる窓口、通常の窓口など多様な選択肢を提供することで窓口の分散化・効率化が図れるのではないか。	・住民情報窓口サービス課において行政キオスク端末を導入。 (令和 6 年度実施)	条例第 9 条第 1 項

令和 6 年度第 1 回西区区政会議における委員の意見に基づいて区長が講じた措置の内容

委員の意見	区長が講じた措置	条例上の根拠規定
・令和 6 年度に実施した、西区 14 連合同防災訓練を毎年行ってほしい。	・令和 7 年度も継続して実施。 (令和 7 年度実施)	条例第 9 条第 1 項
・Youtube の動画で若者はターゲットとして有望であるためショート動画を主にしては。	・ショート動画を中心に発信 (令和 6 年度実施)	条例第 9 条第 1 項

規則第 5 条第 1 項第 5 号関係

(4) 条例第 10 条第 1 項の決議がされた場合にあっては、当該決議があった日及び当該決議の内容並びに当該決議に関し区長が講じた措置の内容若しくは進捗状況又は当該決議に関し措置を講じないこととした理由

該当なし

規則第 5 条第 1 項第 6 号関係

(5) 条例第 12 条第 1 項の規定による定めに基づき、区長が区政会議の部会を開催した場合にあっては、部会の名称、開催の日時及び場所、出席した委員の氏名並びに当該部会において委員に意見を求めた事項

該当なし